

## 「群馬県農政審議会」の次期委員の公募について

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年群馬県条例第53号）に基づく農政審議会について、県民の幅広い意見を農業施策に反映させるため、次期委員の選任について委員の一部を公募します。

- 1 募集人員 2名以内 ※委員数15名程度のうち2名以内を公募
- 2 応募要件 (1) 群馬県内に在住または在勤・在学の満18歳以上の方  
(2) 年に2回程度、平日に県庁で開催する審議会に出席できる方  
(3) 群馬県の農業政策について日頃から関心があり、今後の本県の農業振興について具体的かつ建設的な意見や提言ができる方
- 3 委員の任期 2年間（委嘱日から2年間）
- 4 報酬等 県が定める報酬及び旅費を支給
- 5 募集期間 令和6年5月20日（月）～令和6年6月12日（水）  
※令和6年6月12日必着
- 6 選考方法 書類選考を行い、書類選考通過者を対象にした面接審査により決定
- 7 公募方法 別紙「群馬県農政審議会委員公募要領」により県ホームページに掲載するとともに、県庁農政課、各農業事務所に掲示
- 8 申し込み先・問い合わせ先  
農政部 農政課 調整・DX推進係  
電話：027-226-3018（直通）  
メール：nouseika@pref.gunma.lg.jp

# 群馬県農政審議会委員公募要領

## 1 趣旨

農業に関する県民の幅広い意見を農業振興行政に反映させるため、「群馬県農政審議会」の委員を公募します。

## 2 応募要件

- (1) 群馬県内に在住または在勤・在学の満18歳以上の方
- (2) 年に2回程度、平日に県庁で開催する審議会に出席できる方
- (3) 群馬県の農業政策について日頃から関心があり、今後の本県の農業振興について具体的かつ建設的な意見や提言ができる方

## 3 募集人員

2名以内

## 4 委員の任期

2年間（委嘱日から2年間）とし、現行委員の委嘱期間満了後（令和6年7月31日）、遅滞なく委嘱する予定です。

## 5 報酬等

審議会に出席していただいた場合は、県が定める報酬及び旅費を支給します。

## 6 応募方法

次の応募用紙を郵送、持参、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。提出いただいた応募書類は返却しません。

- (1) 応募申込書（別紙1）または、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、勤務先、電話番号、メールアドレス、農業や食に関する活動実績、応募の動機（800字程度）を記載したもの。
- (2) 応募申込書は県ホームページに掲載するとともに、県庁農政課、各農業事務所にて配布します。
- (3) 応募先・問合せ

群馬県 農政部 農政課 調整・DX推進係

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話 027-226-3018 FAX 027-223-3648

E-mail nouseika@pref.gunma.lg.jp

## 7 公募期間

令和6年5月20日（月）～令和6年6月12日（水）

※令和6年6月12日必着

## 8 選考方法

書類選考を行い、書類選考通過者を対象にした面接審査により決定します。

## 9 決定通知

選考結果については、応募者本人あてに郵送で通知します。

## 10 その他

- (1) 審議会は、原則として公開で行い、議事概要が県のホームページで公表されます。
- (2) 応募書類等の個人情報は、選考の目的のみに使用します。

# 群馬県農政審議会委員公募 応募申込書

申込日：令和 年 月 日

ふりがな 氏名	( )	性別	男・女	年齢	歳
住所	〒 -				
TEL		FAX			
メールアドレス					
職業		勤務先又は 学校名			
農業や食に 関する活動 実績など（ 研究も含む ）					
応募の動機 800字程度					